

## 事故報告について

事故が発生したら事故日から 30 日以内（必着）に当事者の所属する市町村体育・スポーツ団体から本会事務局へ下記の書類を送付してください。

なお、事故報告書（兼）証明書は傷害保険（様式 1-2）と施設賠償保険（様式 1-3）適用保険により書類が異なります。

### 記

- 1 第 48 回京都府民総合体育大会出場証明書（様式 1-1）
- 2 事故報告書（兼）証明書（様式 1-2 または 1-3）

### [事件事務手続きの流れ]

